

# 2025 年度秋学期私費外国人留学生授業料補助 募集要項

## 1. 受給資格（以下の要件を全て満たすこと）

受給資格	<p>(1) 学業及び人物とも優れ、かつ、留学生活上の経済的援助が必要であると認められる者。</p> <p>(2) 2025 年度秋学期入学者又は復学者で、本学の正規課程に在学する私費外国人留学生であること（交換留学生は除く。）</p> <p>(3) 2025 年 10 月 6 日（月）時点で有効な在留資格「留学」を保持している者 ※2025 年 10 月 6 日（月）時点で有効な在留資格「留学」を保持していない場合は、以下のいずれかに当てはまる者 (ア) 2025 年 10 月 6 日（月）17 時までに国際教育事務室に COE を申請している者 (イ) 2025 年 10 月 6 日（月）17 時までに在留資格「留学」の取得手続きをしている者（在留期間更新、在留資格変更） ※協定留学または認定留学中で「留学」の在留資格が失効している者の申請は認めず。</p> <p>(4) <u>前年度までの GPA が 学部生:2.00 以上、大学院生:3.00 以上（会計専門職研究科のみ 1.70 以上）</u> の者。 ※新入生の場合、GPA は問わない。</p> <p>(5) 今年度復学する<u>学部生</u>は、休学直前年度の修得単位数が <b>20 単位以上</b> であること。ただし、休学直前に半期在学した者は 10 単位以上であること。 ※新入生は単位数は問わない。 ※大学院生、専門職大学院生は、前年度修得単位数については問わない。</p> <p>(6) 以下のうち該当する家計基準に満たしている者 A. <u>申請者が日本国内にいて、経費支弁者が日本国外にいる場合</u> ; 経費支弁者からの<b>仕送り額が平均月額 90,000 円以下</b>（入学金・学費を除く）であること。 B. <u>申請者・経費支弁者が共に日本国内にいる場合</u> ; <b>経費支弁者の年収が日本円に換算して 500 万円以下</b> であること。 C. <u>申請者・経費支弁者が共に日本国外にいる場合</u> ; <b>経費支弁者の年収が日本円に換算して 700 万円以下</b> であること。 ※B、C の基準額は世帯人数 4 名を想定した基準額になります。世帯人数が 5 名を超えている場合は以下の表をご確認ください。経費支弁者の年収は日本円に換算して以下の金額である必要があります。</p> <table border="1" data-bbox="375 1227 1396 1608"><thead><tr><th>世帯人数</th><th>オンライン申請時点の居住地</th><th>収入</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">5 人</td><td>申請者・経費支弁者が共に日本国内にいる場合</td><td>700 万円以下</td></tr><tr><td>申請者・経費支弁者が共に日本国外にいる場合</td><td>900 万円以下</td></tr><tr><td rowspan="2">6 人</td><td>申請者・経費支弁者が共に日本国内にいる場合</td><td>900 万円以下</td></tr><tr><td>申請者・経費支弁者が共に日本国外にいる場合</td><td>1100 万円以下</td></tr><tr><td rowspan="2">7 人</td><td>申請者・経費支弁者が共に日本国内にいる場合</td><td>1100 万円以下</td></tr><tr><td>申請者・経費支弁者が共に日本国外にいる場合</td><td>1300 万円以下</td></tr><tr><td rowspan="2">8 人</td><td>申請者・経費支弁者が共に日本国内にいる場合</td><td>1300 万円以下</td></tr><tr><td>申請者・経費支弁者が共に日本国外にいる場合</td><td>1500 万円以下</td></tr></tbody></table> <p>(7) 明治大学グローバル選抜助成金、明治大学私費外国人留学生特別助成金を受給していない者。 <b>※私費外国人留学生奨学金との併給は可能です。</b></p> <p>(8) 2025 年度において原級、在籍原級または留籍をしていない者。また、秋学期に休学をしない者。 ※休学による原級の場合は申請が可能な場合があるので、<u>事前に</u>国際教育事務室まで問い合わせること。</p> <p>(9) 2025 年度に懲戒処分を受けていないこと。 ※申請以降に除籍・退学・懲戒処分となった場合は補助の対象外となります。一度除籍になった場合、除籍取消を行っても、その年度は補助の対象外となります。</p>	世帯人数	オンライン申請時点の居住地	収入	5 人	申請者・経費支弁者が共に日本国内にいる場合	700 万円以下	申請者・経費支弁者が共に日本国外にいる場合	900 万円以下	6 人	申請者・経費支弁者が共に日本国内にいる場合	900 万円以下	申請者・経費支弁者が共に日本国外にいる場合	1100 万円以下	7 人	申請者・経費支弁者が共に日本国内にいる場合	1100 万円以下	申請者・経費支弁者が共に日本国外にいる場合	1300 万円以下	8 人	申請者・経費支弁者が共に日本国内にいる場合	1300 万円以下	申請者・経費支弁者が共に日本国外にいる場合	1500 万円以下
世帯人数	オンライン申請時点の居住地	収入																						
5 人	申請者・経費支弁者が共に日本国内にいる場合	700 万円以下																						
	申請者・経費支弁者が共に日本国外にいる場合	900 万円以下																						
6 人	申請者・経費支弁者が共に日本国内にいる場合	900 万円以下																						
	申請者・経費支弁者が共に日本国外にいる場合	1100 万円以下																						
7 人	申請者・経費支弁者が共に日本国内にいる場合	1100 万円以下																						
	申請者・経費支弁者が共に日本国外にいる場合	1300 万円以下																						
8 人	申請者・経費支弁者が共に日本国内にいる場合	1300 万円以下																						
	申請者・経費支弁者が共に日本国外にいる場合	1500 万円以下																						
よくある質問集	<p>授業料補助の申請方法等について、よくある質問集が Q&amp;A 形式で <a href="#">こちら</a> から確認できます。</p> <p>上記ページに書かれていないことについて質問したい場合には、国際教育事務室（iso@mics.meiji.ac.jp）まで <b>メールで</b> 問い合わせてください。 <b>電話での質問は受け付けません。</b></p> <p><b>寄せられた質問に対する回答を随時まとめて、上記のよくある質問集に追加で掲載します。</b></p> <p><b>質問を送る前には必ず質問集を確認し、すでにある質問と同じ質問は避けてください。</b></p>																							

## 2. 申請期間及び提出書類について

<b>オンライン 申請期間</b>	<p>【オンライン申請期間】 9月22日(月) 9:00 ~ 10月6日(月) 17:00まで(日本時間)</p> <p>以下のリンクからオンライン申請を行ってください。</p> <p><a href="https://forms.office.com/r/kVsiD3kZz2">https://forms.office.com/r/kVsiD3kZz2</a></p> <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 上記時刻までに回答を完了し、送信をする必要があります。時間に余裕をもって回答してください。</li></ul> <p>※いかなる事情でも申請の遅れは一切認めません。</p> <p>※通信事情等によりオンライン申請が行えない場合には、<b>10月3日(金) 16時まで</b>に国際教育事務室までメールで問い合わせてください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● オンライン申請は一回のみ可能です。回答後の修正はできませんので、事前によく準備した上で申請してください。</li><li>● 申請が完了したかどうかの問い合わせには対応できません。</li></ul> <p>申請フォーム回答後に自動返信メールが届いていれば、申請は完了しています。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 郵送や窓口での書類提出は受け付けません。必ずオンラインで申請をお願いします。</li></ul>
<b>提出書類</b>	<p>以下の書類はオンライン申請の際に提出を求めますので、オンライン申請を開始する前にご用意ください。特別な事情で提出できない書類がある場合には、<b><a href="mailto:iso@mics.meiji.ac.jp">国際教育事務室(iso@mics.meiji.ac.jp)</a>まで事前にメールで問い合わせたうえ</b>、指定された書類を提出してください。</p> <p><b>(1) 在留カードの表面および裏面</b></p> <p>以下の①または②を提出してください。</p> <p>① 2025年10月6日(月)時点で有効な在留資格「留学」を保持している者は、お持ちの在留カードの両面の写真またはスキャンデータを Oh-o Meiji の「留学生提出物」グループにアップロードしてください。</p> <p>新入生：<a href="#">留学生提出物(新入生)</a></p> <p>在學生：<a href="#">留学生提出物</a></p> <p>② 2025年10月6日(月)時点で有効な在留資格「留学」を保持していない者は、現在有効な在留資格「留学」を保持していない理由をオンライン申請フォームに入力してください。</p> <p>(記入例：現在、在留資格「家族滞在」から「留学」に資格変更手続きを行っているため、在留資格「留学」の在留カードが提出できません。等)</p> <p><b>(2) 経費支弁者の2024年度の年収が明記されている収入証明書の写真またはスキャンデータ</b></p> <p>※申請者と経費支弁者が同じ国(日本含む)にいる場合には提出が必要となります。</p> <p>※収入証明書が日英以外の言語で作成されている場合には申請者自身が日本語訳を追記したうえで提出してください。</p> <p>※申請者が日本国内にいて、経費支弁者が日本国外にいる場合には提出不要。</p> <p><b>(3) 学習・研究計画書(所定書式) ※博士前期・後期課程の大学院生のみ</b></p> <p>→「学習・研究計画書」のフォーマットを本学 HP よりダウンロードして記載の上、申請フォームにてアップロードしてください。</p> <p>(事前に準備をお願いします。)</p> <p><b>(4) 銀行口座振込依頼書(所定書式) ※採用決定時</b></p> <p>※採用者には、結果通知と併せて所定の銀行口座振込依頼書(私費外国人留学生授業料補助)に通帳の表紙と見開きの写真を張り付けたものを提出いただきます。口座をお持ちでない学生は日本国内の銀行口座を開設ください。</p>
<b>所定用紙の 入手方法</b>	<p>提出書類(3)は、本学ホームページから各自ダウンロード・印刷してください。</p> <p><a href="https://www.meiji.ac.jp/cip/student_support/funding/mkmht000002f217.html">https://www.meiji.ac.jp/cip/student_support/funding/mkmht000002f217.html</a></p>

### 3. 授業料補助について

<b>概要・目的</b>	私費外国人留学生の経済的負担を軽減し、学業の継続を援助することを目的とします。																					
<b>補助額</b>	<p>・補助額は以下の表のとおりです。ただし、受給資格を満たして申請した者でも、今年度の予算の範囲で補助対象者を選考するため、補助の対象から外れる場合があります。</p> <p>・補助は学費の中の「授業料」のみを対象とします。</p> <p>※対象者及び補助額は、申請した学生全員の 2024 年度の成績上位順から決定します。（春学期に申請した学生で、対象外になってしまった学生は今回再申請できませんので、ご注意ください）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">学年</th> <th style="width: 40%;">補助額決定基準</th> <th style="width: 40%;">補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学部新入生</td> <td>不問</td> <td>20 万円</td> </tr> <tr> <td>大学院新入生</td> <td rowspan="2">不問</td> <td rowspan="2">10 万円</td> </tr> <tr> <td>専門職学位課程 新入生</td> </tr> <tr> <td>大学院 M2、D2 以上</td> <td rowspan="2">有資格者のうち 所属研究科の成績 <b>上位 50%</b> 以内</td> <td rowspan="2">10 万円</td> </tr> <tr> <td>専門職学位課程 2 年生以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">学部 2～4 年生</td> <td>有資格者のうち 所属学部の成績 <b>上位 10%</b> 以内</td> <td>20 万円</td> </tr> <tr> <td>有資格者のうち 所属学部の成績 <b>上位 30%</b> 以内</td> <td>15 万円</td> </tr> <tr> <td>有資格者のうち 所属学部の成績 <b>上位 60%</b> 以内</td> <td>10 万円</td> </tr> </tbody> </table>	学年	補助額決定基準	補助額	学部新入生	不問	20 万円	大学院新入生	不問	10 万円	専門職学位課程 新入生	大学院 M2、D2 以上	有資格者のうち 所属研究科の成績 <b>上位 50%</b> 以内	10 万円	専門職学位課程 2 年生以上	学部 2～4 年生	有資格者のうち 所属学部の成績 <b>上位 10%</b> 以内	20 万円	有資格者のうち 所属学部の成績 <b>上位 30%</b> 以内	15 万円	有資格者のうち 所属学部の成績 <b>上位 60%</b> 以内	10 万円
学年	補助額決定基準	補助額																				
学部新入生	不問	20 万円																				
大学院新入生	不問	10 万円																				
専門職学位課程 新入生																						
大学院 M2、D2 以上	有資格者のうち 所属研究科の成績 <b>上位 50%</b> 以内	10 万円																				
専門職学位課程 2 年生以上																						
学部 2～4 年生	有資格者のうち 所属学部の成績 <b>上位 10%</b> 以内	20 万円																				
	有資格者のうち 所属学部の成績 <b>上位 30%</b> 以内	15 万円																				
	有資格者のうち 所属学部の成績 <b>上位 60%</b> 以内	10 万円																				
<b>補助の実施方法</b>	上記の授業料補助額を「銀行口座振込依頼書」に記載された口座に 12 月上旬から中旬までに（予定）振り込みます。 ※振込が確認できるまで口座を解約しないでください。																					
<b>補助の停止・取消</b>	以下のいずれかに該当する場合、授業料補助の決定を取り消し、補助額の返還をさせることがあります。 (1) 在留資格が「留学」からその他に変更になった場合 (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合 (3) 除籍、退学、懲戒処分となった場合 (4) 出席状況及び学業成績を勘案した結果、成業の見込みがないと認められる場合 (5) その他、受給者として適当でないと認められた場合																					

### 4. 選考について

<b>選考方法</b>	所属学部・研究科での成績順位に応じて補助対象者を決定します。 ※受給資格を満たした申請者でも、今年度の予算の範囲内で補助を行うため、補助の対象外となる場合が場合があります。
<b>合否通知</b>	Oh-o!Meiji システムで応募者全員に 11 月下旬（予定）に通知します。

### 5. 個人情報の取扱いについて

明治大学は、「個人情報保護に関する法律」ならびに本学「個人情報の保護に関する規程」に基づき、授業料補助の申請者及び関係者の個人情報を奨学金業務全般及びそれらに付随する業務等の利用目的以外には使用しません。また、個人情報提供先については、法令に遵守した形でいき、これらの目的以外に個人情報を利用しないことを約束します。

### 6. 注意事項

<b>注意事項</b>	(1) 申請書類受理後に受給資格を満たしていないことが判明した場合、選考の対象にはなりません。 (2) 学費を納入していない者は、補助の対象になりません。 (3) <b>連絡は原則として Oh-o!Meiji で行います。必ず確認してください。</b> (4) いかなる場合でも再選考はいたしません。
-------------	---

以上

問い合わせ先：国際教育事務室 (iso@mics.meiji.ac.jp)